

# 東京女子医大 女児死亡事故

## 担当医に無罪判決

### 東京地裁「危険性の予見困難」

東京女子医大病院(東京・新宿)で心臓手術を受けた小学六年の平柳明香さん(当時12)が死亡した事故で、業務上過失致死罪に問われた担当医、佐藤一樹被告(42)の判決公判が三十日、東京地裁であった。岡田雄一裁判長は「被告に予見可能性は認めがたく、事故回避のための措置を講じられたとはいえない」として無罪(求刑懲役一年六月)を言い渡した。



無罪判決で記者会見する佐藤一樹被告(30日午後、東京・霞が関の司法クラブ)

起訴状によると、佐藤被告は二〇〇一年三月、平柳さんの心房中隔欠損症手術で人工心肺装置の操作を担当。血液の循環不良が生じないように注意する義務を怠り、吸引ポンプの回転数を上げた過失によって吸引回路のフィルターを詰まらせ、重度の脳障害で死亡させたとされた。

判決理由で岡田裁判長は「人工心肺装置に取り付けられたフィルターが水滴などで目詰まりを起し、装置内の圧力が高まった。そのため血液の循環が悪くなり、重い脳障害を負って死亡した」と認定したが、「被告は回路に結露が生じること、フィルターが詰まる

危険性を結びつけて考えたことはなかった」と指摘。「同病院の他の医療関係者にも想定していた者はおらず、当時の臨床医療の一般水準からみて、被告が危険性を予見できたとは認めがたい」と述べた。

### 担当医「無罪と思っていた」

### 患者遺族「責任は一体だれに」

「最初から無罪と思っていた」。判決後に東京・霞が関の司法クラブで記者会見した佐藤一樹被告は「判決で、(被告の責任を指摘した)東京女子医大の内部報告書や、それに依拠した検察側の

主張の誤りが明らかになった」と述べた。さらに「欧米では大病院などで医療事故が起ると、専門知識を持つ他大学の医療スタッフが調査に当たるが、日本ではシステムが整っていない」と指摘。事故原因が刑事裁判で追及されることに疑問を投げ掛けた。

一方、死亡した平柳明香さんの父、利明さん(55)も会見し、「裁判で争っている他の被害者や遺族が萎縮しないか不安」と漏らした。そのうえで「一体だれに責任があったのか。被害者として、今後どう対応していけばいいのか」と納得いかない表情を浮かべ、「検察側には控訴してほしい」と話した。

事故後、東京女子医大病院には手術後に死亡した患者の家族などが「医療ミスではないか」と説明を求めるケースが相次ぎ、同病院は昨年、患者参加型の事故調査委員会を設置。カルテがきちんと記録されていないなどの問題点の把握につながった。

ただ、「構造に瑕疵(かし)がある」と判決で指摘された人工心肺装置は、同病院の教授が独自に開発したタイプ。同病院の医療事故被害者連絡会のメンバーの一人は「今回の裁判では危険性の高い人工心肺装置を使った病院の問題が解明されていない」と指摘している。